

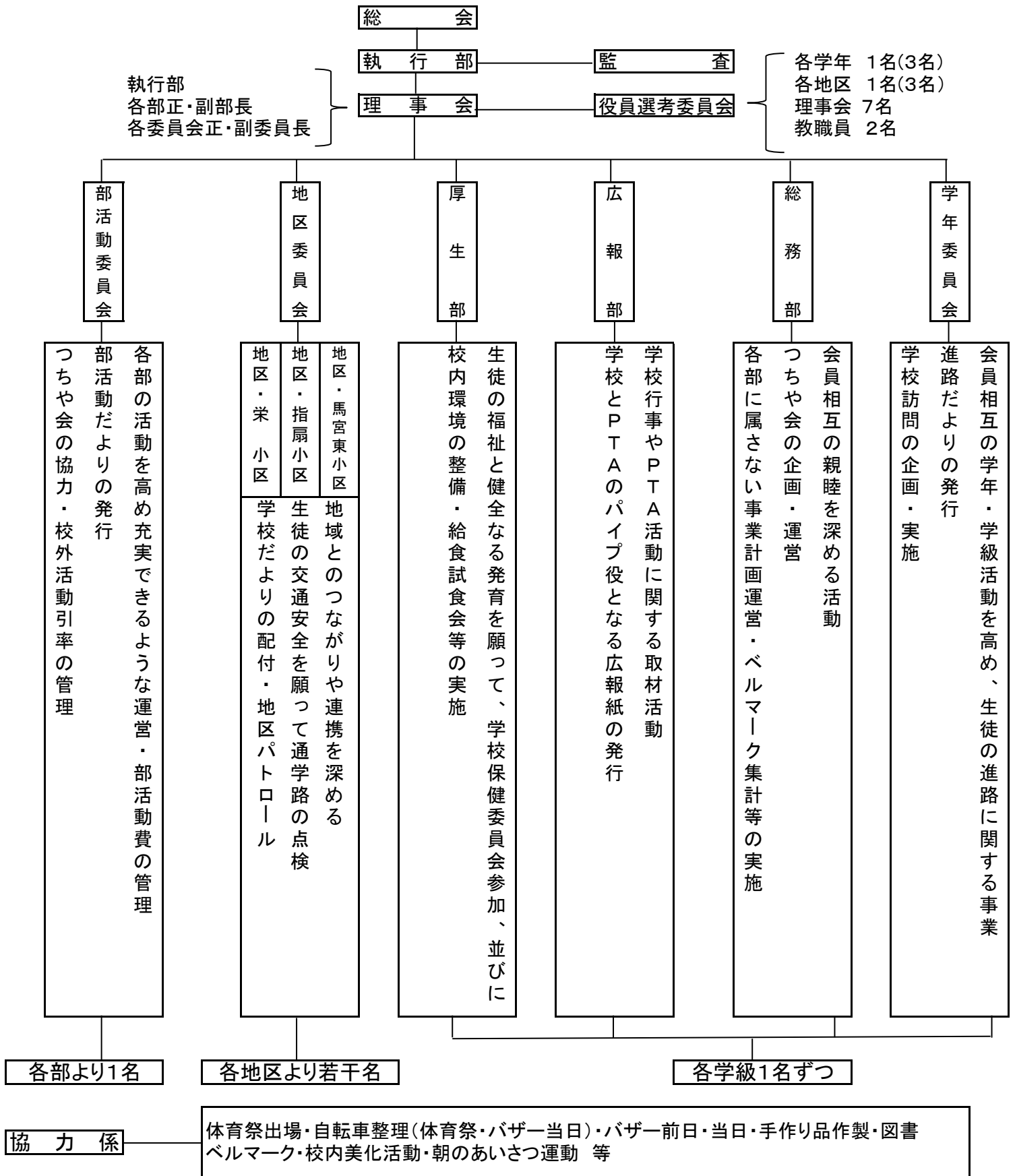
さいたま市立土屋中学校
PTA会則・規程

令和4年度

3年間保存



土屋中学校PTA組織図



さいたま市立土屋中学校PTA会則

(目的)

第1条 さいたま市立土屋中学校PTA（以下「本会」という。）は、保護者と教職員が協力して、家庭、学校及び地域との連携を密にし、生徒の健全な成長を目指して、教育の充実振興と併せて会員相互の教養と親睦を図ることを目的とする。

(事務所)

第2条 本会の事務所は、さいたま市立土屋中学校内に置く。

(事業)

第3条 本会は、前条の目的を達成するために、次に掲げる事業を行う。

- (1) 本校の教育に必要な調査研究に関すること。
- (2) 生徒及び会員の健康増進に関すること。
- (3) 学校の教育環境整備に関すること。
- (4) 会員の研修及び広報活動に関すること。
- (5) 生徒の保護善導及び安全指導に関すること。
- (6) 会員の慶弔及び表彰に関すること。
- (7) その他本会の目的達成に必要な事業に関すること。

(会員)

第4条 本会の会員は、本校生徒の保護者及び教職員をもって組織する。

(役員及び任務)

第5条 本会に次の役員を置く。

- (1) 参与 1人
 - (2) 会長 1人
 - (3) 副会長 4人
 - (4) 幹事 若干名
 - (5) 会計 3人
 - (6) 監事 3人
- 2 参与は、すべての会議に出席して発言することができる。
- 3 会長は、本会を代表し、会務を統括する。
- 4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故があるときは、その職務を代行する。
- 5 幹事は、会議の記録、必要な書類を作成し保管する。
- 6 会計は、本会の会計事務を行う。
- 7 監事は、本会の会計を監査する。

(委員及び任務)

第6条 本会に次の委員を置く。

- (1) 専門部部長 各部1人
- (2) 専門部副部長 各部3人(教職員1人を含む)

- (3) 専門部委員 各学級から 3 人
- (4) 学年委員長 全学年から 1 人
- (5) 学年副委員長 学年委員長の学年以外の各学年から 1 人ずつ 2 人及び教職員から 1 人
- (6) 学年委員 各学級から 1 人
- (7) 地区委員長 全地区から 1 人
- (8) 地区副委員長 地区委員長の地区以外の各地区から 1 人ずつ 2 人及び教職員から 1 人
- (9) 地区委員 各地区から若干名
- (10) 部活動委員長 1 人
- (11) 部活動副委員長 3 人(教職員 1 人を含む)
- (12) 部活動委員 各部から 1 人
- (13) 理事 各部の正副部長、学年正副委員長、地区正副委員長及び部活動正副委員長

- 2 部長及び副部長は、各専門部に関する事業の企画運営を行う。
- 3 専門部委員は、各部に所属し、事業の運営をする。
- 4 学年委員長及び副委員長は、進路対策に関する企画運営を行うとともに、学年及び学級 P T A 活動の推進を図る。
- 5 学年委員は、委員長及び副委員長に協力し、進路対策に関する企画運営を行うとともに、学年及び学級 P T A 活動の推進を図る。
- 6 地区委員長及び副委員長は、補導交通に関する企画運営を行うとともに、地区 P T A 活動の推進を図る。
- 7 地区委員は、委員長及び副委員長に協力し、補導交通に関する企画運営を行うとともに、地区 P T A 活動の推進を図る。
- 8 部活動委員長及び副委員長は、部活動費を管理するとともに各部の活動の推進を図る。
- 9 部活動委員は、委員長及び副委員長に協力し、部活動費を管理するとともに各部の活動の推進を図る。
- 10 理事は、理事会を構成し、本会の運営上必要な事項を審議決定するとともにその運営を行う。

(顧問)

第 7 条 本会に顧問を置くことができる。

- 2 顧問は、理事会の同意により会長が委嘱する。
- 3 顧問は、会長の諮問に応じて意見を述べることができる。
- 4 顧問の任期は、会長の任期満了日までとする。

(役員及び委員の選出)

第 8 条 参与は、校長をもって充てる。

- 2 会長及び副会長は、役員選考委員会を設け、会員の中から選出し、総会の承認を得る。この場合において、役員選考委員会に関する規程は、別に定める。

- 3 幹事及び会計は、会長が推薦し、総会の承認を得て委嘱する。
- 4 監事は、会長が推薦し、総会の承認を得る。ただし、他の役職を兼ねることはできない。
- 5 各専門部長及び副部长は、各部の所属部員の互選により選出する。
- 6 学年委員長及び副委員長は、学年委員の互選により選出する。
- 7 委員は、学級から4人選出し、1人は学年委員、3人は専門部委員とする。
- 8 地区委員長及び副委員長は、地区委員の互選により選出する。
- 9 地区委員は、各地区から若干名選出する。この場合において地区は、小学校通学区によって区分することとし、馬宮東小区、指扇小区及び栄小区とする。
- 10 部活動委員長及び副委員長は、各部の委員の互選により選出する。
- 11 部活動委員は、各部から1人選出する。
- 12 教職員は、各部、学年委員会、地区委員会及び部活動委員会に所属することとし、内1人は、副部长または副委員長とする。

(任期)

第9条 役員及び委員の任期は、1年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠役員及び委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(運営)

第10条 本会を運営するために、次の専門部及び委員会を置き、その所掌事務は次のとおりとする。

- (1) 総務部 各部に属さない事業の企画運営に関すること。
- (2) 広報部 広報活動に関すること。
- (3) 厚生部 校内環境整備、保健衛生及び厚生に関すること。
- (4) 学年委員会 進路、学年及び学級に関すること。
- (5) 地区委員会 校外指導、交通安全、校外の環境の浄化及び地区に関すること。
- (6) 部活動委員会 部活動に関すること。

(会議)

第11条 本会の会議は、次に掲げるとおりとする。

- (1) 総会
- (2) 理事会
- (3) 専門部会
- (4) 学年委員会
- (5) 地区委員会
- (6) 部活動委員会

(総会)

第12条 総会は、本会の最高議決機関とし、すべての会員をもって構成する。

- 2 総会は、年1回、年度初めに会長が招集し、全会員の過半数の出席（委任状を含む）をもって成立する。ただし、会長が認めた場合又は会員の3分の1以上の要請があった場合は、臨時総会を開催することができる。
- 3 総会の議長は、役員を除く会員の中から選出する。

4 総会は、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 予算及び事業計画に関すること。
- (2) 決算及び事業報告に関すること。
- (3) 会則の改廃に関すること。
- (4) 役員の承認に関すること。
- (5) その他必要な事項に関すること。

(理事会)

第13条 理事会は、会長、副会長、幹事、会計、各部正副部長、学年正副委員長、地区正副委員長及び部活動正副委員長によって構成する。

2 理事会は、総会に次ぐ議決機関として、会長が随時召集し、P T A活動に必要な事項を審議する外、次に掲げる事項について審議し、決定する。

- (1) 総会決定事項の処理に関すること。
- (2) 総会提出事項の審議に関すること。
- (3) P T Aの全般的な企画運営及び各部門の連絡調整に関すること。
- (4) 緊急事項の処理に関すること。
- (5) 本会の運営に必要な規程の改廃に関すること。
- (6) その他会長が必要と認めること。

(専門部)

第14条 専門部の部会は、部長が招集し、所掌事務を行う。

(学年委員会)

第15条 学年委員会は、学年委員長が招集し、学年・学級P T Aに関する事項について審議し活動する。

(地区委員会)

第16条 地区委員会は、地区委員長が招集し、地区P T Aに関する事項について審議し活動する。

(部活動委員会)

第17条 部活動委員会は、部活動委員長が招集し、部活動に関する事項について審議し活動する。

(議決)

第18条 本会のすべての議決は、出席者の過半数をもってこれを決める。

(会計)

第19条 本会の会計は、会費及びその他の収入をもってこれを充てる。

2 会費は、1会員月額400円とする。

(会計年度)

第20条 本会の会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(規程)

第21条 役員選考委員会規程、慶弔及び表彰規程、部活動費規程、特別会計規程は、別に定める。

(委任)

第22条 この会則に定めるもののほか、この会則の施行に関し必要な事項は、会長が別に定める。

附 則

この会則は、昭和61年6月6日から施行する。

附 則

この会則は、昭和62年5月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成2年5月12日から施行する。

附 則

この会則は、平成8年5月17日から施行する。

附 則

この会則は、平成12年4月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成16年4月30日から施行する。

附 則

この会則は、平成18年5月19日から施行する。

附 則

この会則は、平成26年5月9日から施行する。

附 則

この会則は、平成27年5月8日から施行する。

附 則

この会則は、平成28年5月7日から施行する。

附 則

この会則は、令和3年5月14日から施行する。

さいたま市立土屋中学校個人情報取扱方法規程

(目的)

第1条 この個人情報取扱方法は、土屋中学校PTA（以下、「本会」という。）が取得・保有する個人情報の適正な取り扱いを定めることにより、事業の円滑な運営を図るとともに、個人情報に関する会員の権利・利益を保護することを目的とする。

(指針)

第2条 本会は個人情報の保護に関する法律（以下、「個人情報保護法」という。）及びさいたま市個人情報保護条例（以下、「条例」という。）等を遵守し、法令等に則って運用管理を行う。活動においても個人情報の保護に努めることとする。

(周知)

第3条 個人情報の取扱方法は、総会資料または通知などにより会員に周知する。

(利用目的)

第4条 本会では個人情報を次の目的のために利用する。

- (1) 会費の請求、管理等のための連絡
- (2) 文書等の配付
- (3) 本会役員・委員・会員名簿等の作成

(個人情報の取得)

第5条 本会が取り扱う個人情報及び利用の同意については、PTA会長に書面で提出された次の事項とする。

氏名、電話番号、その他必要とするもので会員の同意を得た事項

(同意の取り消し)

第6条 会員は、取得に同意した場合であっても、その後の事情により個別の事項または全ての事項について、同意を取り消すことができる。

- 2 不同意の申し出があった場合は、直ちに該当する個人情報を破棄または削除しなければならない。ただし、名簿などとして既に配付しているものについては、削除の連絡をすることでこれに替える。

(管理)

第7条 個人情報は、本会が適正に管理する。

2 不要となった個人情報は、適正かつ速やかに破棄する。

(第三者提供の制限)

第8条 本会は、次に挙げる場合を除き、あらかじめ本人の同意を得ることなく、個人データを第三者に提供してはならない。

(1) 法令に基づく場合

(2) 人の生命、身体または財産の保護のために必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(3) 公衆衛生の向上または生徒の健全育成推進のために特に必要がある場合であって、本人の同意を得ることが困難であるとき

(4) 国の機関もしくは地方公共団体またはその委託を受けた者が法令の定める事務を遂行することに対して協力する必要がある場合であって、本人の同意を得ることにより当該事務の遂行に支障を及ぼすおそれがあるとき

附 則

この規程は、平成30年1月15日から施行する。

さいたま市立土屋中学校部活動費規程

(目的)

第1条 さいたま市立土屋中学校部活動費規程は、さいたま市立土屋中学校の部活動(別紙参照)に要する費用について定めることを目的とする。

(年会費及び集金)

第2条 部活動費は、生徒一人につき年会費 5,000 円、3年間で 15,000 円とし、毎年5月に集金することとする。

(基礎活動費及び特別活動費)

第3条 年会費の内、20% (一人につき 1,000 円) を各部の基礎活動費 (各部 10,000 円) 及び特別活動費に割り当てることとする。

(特別活動費)

第4条 特別活動費は、体育連盟個人負担金、県大会に出場する場合の交通費及び諸経費、基礎活動費より捻出できない高額な備品の購入に充てる。

2 部活動委員長は、年度初めに高額備品購入のための予算額を立案し、理事会にて承認を得る。

3 各部活動顧問は、必要に応じて、高額備品購入申請を行う。

部活動委員長は、理事会にて申請内容の承認を得る。

4 県大会の交通費は全費用の半分を助成する。ただし、5万円を上限とする。

その他の諸経費(例;大会参加費、吹奏楽の楽器搬送等運搬費、プログラム代、公共交通機関の交通費を請求しなかった場合の駐車料金など)は全額助成する。

5 特別活動費の出金は、部活動特別活動費マニュアルに基づき、部活動委員会が行うものとする。

(会計)

第5条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(決算及び監査)

第6条 決算は、年度末に各部毎に行い、監査を受けることとする。

附 則

この規程は、平成18年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成26年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月7日から施行する。

さいたま市立土屋中学校役員選考委員会規程

(目的)

第1条 さいたま市立土屋中学校役員選考委員会（以下「委員会」という。）は、さいたま市立土屋中学校PTA会則第8条第1項の規定に基づき、会長及び副会長を選出することを目的とする。

(構成)

第2条 委員の構成は、各学年委員から1人、地区委員（馬宮東小区、指扇小区及び栄小区）から1人、理事会から7人及び教職員から2人の合計15人とする。

(正副委員長の選出)

第3条 委員会の正副委員長は、委員の互選による。

(運営)

第4条 委員会は、会長及び副会長の候補を推薦し、被推薦者の合意を得る。

(任期)

第5条 委員会は、前年度中に発足し、総会終了後解任される。

附 則

この規程は、昭和61年6月6日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成2年5月12日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年5月17日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成16年4月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、令和3年5月14日から施行する。

さいたま市立土屋中学校慶弔及び表彰規程

(目的)

第1条 さいたま市立土屋中学校慶弔及び表彰規定は、さいたま市立土屋中学校PTA会則第3条第6号の規定に基づき、慶弔及び表彰について定めることを目的とする。

(慶弔)

第2条 慶弔については、次に掲げるとおりとする。

(1) 学校職員が出産した場合 5,000円

(2) 学校職員が結婚した場合 5,000円

(3) 死亡の場合

ア 会員 10,000円

イ 在籍生徒 10,000円

ウ 学校職員の家族の場合

(ア) 配偶者 10,000円

(イ) 子 5,000円

(ウ) 父母 5,000円(ただし、実父母及び同居の義父母に限る)

2 会員に不慮の災害があった場合及びその他必要と認めた場合については、理事会において決定する。ただし、急を要する場合は、会長及び副会長が協議執行し、理事会に報告する。

(表彰)

第3条 表彰については、次のとおりとする。

(1) 会長、副会長及び参与が転退職した場合 感謝状及び記念品

(2) 職員、幹事及び会計が転退職した場合 記念品

(3) 在籍生徒が文化・スポーツ活動において功績をあげた場合 掲幕及び祝い金(ただし、祝い金額については、会長及び副会長が協議執行し、理事会に報告する。)

2 前項に定めるものの外会長が必要と認めるときは、表彰を行うことができる。

附 則

この規程は、昭和61年6月6日から施行する。

附 則

この規程は、昭和62年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成7年2月2日から施行する。

附 則

この規程は、平成8年4月26日から施行する。

附 則

この規程は、平成12年4月30日から施行する。

附 則

この規程は、平成18年5月19日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月8日から施行する。

さいたま市立土屋中学校特別会計規程

(目的)

第1条 本規程は、P T A活動により得た収益金が、生徒の活動補助並びに学校行事の補助として生徒一人一人に等しく、また適切に使われることを目的として定めるものである。

(特別会計)

第2条 特別会計とは、資源回収による収益金（以下、資源回収補助金と称す）、バザーによる収益金（以下、バザー収益金と称す）の2つのことをさす。

(使途)

第3条 P T A会長は、必要性、緊急性、公平性、金額などを考慮して収入額に見合った使途案を策定し、理事会にて承認を得る。

(資源回収補助金及びバザー収益金の使途)

第4条 全生徒に等しく行きわたるような事象（例：P T A賠償責任保険等）に対して支出する。

第5条 在籍生徒の功績（文化、スポーツ活動など）に対して、補助金等を支出する。

第6条 部活動の特別活動費は、P T A会長が年度ごとに再考し、理事会の承認を得て、収入に応じた金額を支出する。

(会計)

第7条 会計年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日までとする。

(決算及び監査)

第8条 決算は、年度末に各部毎に行い、監査を受けることとする。

附 則

この規程は、平成26年5月9日から施行する。

附 則

この規程は、平成27年5月8日から施行する。

附 則

この規程は、平成28年5月7日から施行する。

さいたま市立土屋中学校P T A全国・関東大会等派遣補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、さいたま市立土屋中学校の生徒が、全国大会、関東大会など、県大会よりも上位の大会に派遣することに対し、さいたま市立土屋中学校P T A全国・関東大会等派遣補助金を交付するために必要な事項を定めるものとする。

(補助対象大会)

第2条 補助対象となる大会は、全国大会、関東大会など、県大会よりも上位の大会とする。

(補助対象経費)

第3条 補助対象経費は第2条に定める大会の参加に要する経費のうち、「さいたま市立全国・関東体育大会選手派遣補助金交付要綱」または「さいたま市立小・中学校文化部大会派遣補助金交付要綱」にて交付された補助金を差し引いた金額とする。

(補助金の額)

第4条 補助金の額は土屋中学校部活動に対しては10万円、その他(硬式テニス、新体操、水泳など)に対しては5万円を限度とする。

(交付の申請)

第5条 補助金の交付を受けようとする場合は、大会終了後速やかに、「さいたま市立土屋中学校P T A全国・関東大会等派遣補助金交付申請書(様式1)」に、次に挙げる書類を添えて、さいたま市立土屋中学校校長(以下「学校長」という)を通じて、さいたま市立土屋中学校P T A会長(以下「P T A会長」という)に提出しなければならない。

- (1) 大会開催要項(写し)
- (2) 参加者名簿(大会申込書の写しまたはそれに代わるもの)
- (3) 収入支出決算書
- (4) 「さいたま市立全国・関東体育大会選手派遣補助金交付請求書」または「さいたま市立小・中学校文化部大会派遣補助金交付請求書」の写し
- (5) その他、P T A会長が必要と認める書類

(交付の決定)

第6条 P T A会長は、前条の規程による申請があったときは、当該申請に係る書類の審査を行い、その補助の適否を決定する。

(補助金の交付)

第7条 P T A会長は、補助の適否を決定後、速やかに学校長に対し補助金を交付するものとする。

第8条 補助金の交付を受けたものは、「さいたま市立土屋中学校P T A全国・関東大会等派遣補助金受領書(様式2)」に受領日を記入し、署名及び捺印をしてP T A会長に提出する。

(その他)

第9条 この要綱に定めるものの他、必要な事項はPTA会長が別に定める。

附 則

この要綱は、平成19年11月30日から施行する。

この要綱は、平成26年5月9日から施行する。

この要綱は、平成28年5月7日から施行する。

<別紙>

土屋中学校 部活動

令和4年4月8日現在

| | |
|---------|------|
| 男子テニス | サッカー |
| 女子テニス | 野 球 |
| ソフトボール | 男子卓球 |
| 文芸科学 | 女子卓球 |
| 男子バスケット | 剣 道 |
| 女子バスケット | 吹奏楽 |
| 美 術 | |



学校教育目標

♪夢に向かって♪

- ・ひろい心
- ・すこやかな体
- ・ゆたかな創造力